

令和元年 第4回 錦江町議会定例会議事日程

開会の日時

令和元年12月5日(木) 午前10時開議

開会の場所

錦江町田代支所議会議場

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

- 1) 事務報告
- 2) 監査の結果報告
- 3) 陳情の受理及び付託報告

日程第4 行政報告

- 1) 町長行政一般の事務報告

日程第5 議案第65号 令和元年度錦江町一般会計補正予算(第4号)について
(町長提出)

日程第6 議案第66号 令和元年度錦江町国民健康保険事業特別会計補正予算
(第2号)について
(同上)

日程第7 議案第67号 令和元年度錦江町介護保険事業(保険事業勘定)特別会計
補正予算(第2号)について
(同上)

日程第8 議案第68号 錦江町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を
定める条例の一部を改正する条例について
(同上)

日程第9 議案第69号 錦江町子ども医療費助成条例の一部を改正する条例について
(同上)

日程第10 議案第70号 錦江町ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する
条例について
(同上)

日程第11 議案第71号 錦江町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
(同上)

令和元年 第4回錦江町議会定例会 会議録

召集の年月日 令和元年12月5日
召集の場所 錦江町議会議場

応招（出席）議員	1番	厚ヶ瀬 博文	
	2番	浪瀬 亮祐	
	3番	染川 金治	
	6番	池田 行徳	
	7番	川越 裕子	
	8番	笹原 政夫	
	9番	小吉 昭弘	
	10番	中野 徳義	
	12番	馬込 守	
	13番	水口 孝俊	
不応招（欠席）議員	5番	池迫 重利	

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	木場 一昭		
副町長	三反田 みどり		
教育長	畑中 清和		
総務課長	安田 憲次	住民生活課長	舞原 利博
政策企画課長	新田 敏郎	観光交流課長	中島 裕二
未来づくり課長	高崎 満広	産業建設課長	田中 弘朗
保健福祉課長	池之上 和隆	農業委員会事務局長	窪 和人
会計課長	城下 香代子	教育課長	大寺 和久
建設課長	久保 清隆	総務チームリーダー	坪内 裕二郎
産業振興課長	今熊 武朗	財政管財係長	山王 洋介
住民税務課長	鶴園 建郎		
職務のため出席した者			
議会事務局長	冨尾 俊一		

令和元年 第4回 錦江町議会定例会会議録

令和元年12月5日(木) 午前10時00分
錦江町議会 議場

(開 会・開 議)

水口議長 ただ今から、令和元年第4回 錦江町議会 定例会を開会します。
これから、本日の会議を開きます。

(日 程 報 告)

本日の議事日程は、あらかじめ配布致しましたので、ご了承願います。

日程第1 会議録署名議員の指名

水口議長 日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、1番 厚ヶ瀬君、2番 浪瀬君を指名します。

日程第2 会期の決定

水口議長 日程第2「会期決定の件」を議題にします。お諮りします。
本定例会の会期は、本日から12月19日までの15日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

水口議長 異議なしと認めます。したがって、会期は、本日から12月19日までの15日間に決定しました。

日程第3 諸般の報告

水口議長 日程第3「諸般の報告」を行います。
閉会中における事務の概要は、お手元に配りました報告書のとおりであります。

次に、監査委員から、令和元年8月30日実施の工事監査の結果報告書、令和元年9月9日、10月10日、11月8日実施の例月出納検査の結果報告書、令和元年10月15日、16日、23日、25日実施の定例監査結果報告書、令和元年10月28日、29日実施の学校分定例監査結果報告書が提出されましたので、写しをお手元に配っております。ご了承願います。

次に、本日までに受理した陳情は、お手元に配りました「陳情文書表」のとおり、所管の常任委員会に付託しましたので報告します。

これで、諸般の報告を終わります。

日程第4 行政報告

水口議長

日程第4、行政報告を行ないます。町長から行政報告の申し出がありました。これを許します。木場町長。

木場町長

はい。

[木場町長、登壇]

木場町長

おはようございます。

12月議会を開会いたしましたところ、皆さんご出席いただきましてありがとうございます。

9月議会以降の行政報告を申し上げます。会議等の参加状況につきましては、別紙の報告のとおりでございます。

9月28日には、霧島市で県畜産共進会があり、本町から西元さんの牛が2頭出品いたしまして、1部で2席、2部で5席の成績を収めました。3年後の全国共進大会・霧島大会に向けてさらに準備を進めてまいりたいというふうに考えます。

10月3日、大型クルーズ船の乗組員が古江港から錦江町に初めて来ていただきました。鹿屋市のDMOが企画したものでございますけれども、今後このような取り組みが強化されていくものと思います。受け入れの態勢の整備を進めていきたいというふうに考えます。

10月7日から葉たばこの収納が始まりました。今年は昨年より作柄も悪いようでありまして、相対売上げが約1億6,000万円、昨年より1,700万円程度の減少であったようであります。

10月22日には、星空レストラン in 花瀬を錦江町内で初めて開催いたしました。東京・名古屋など県外者を含めて59名の参加がありました。初めての試みで準備等に手こずりましたが、当日は天候にも恵まれ、職員等の努力もあり、盛会に終えることができました。

アンケート結果などでも、とても好評だったということでもあります。

10月26日には、大阪でふるさと納税の健全な発展を目指す自治体連合会というところの表彰式がございました。全国の自治体から4自治体が表彰されました。錦江町の「小児科オンラインシステム」による地域課題解決に向けた取り組みが評価され、本町も受賞を致しました。

このような効果もあり、今年ふるさと納税の納税額が昨年に比べ倍位のペースで増えているようでもあります。

11月23日は、霧島ヶ丘公園で「大隅漁師飯グランプリ大会」がありまして、坂下水産のヒラマサ井がグランプリを取得いたしました。

また11月24日は、第6回でんしろうトレイルランが悪天候・雨の中開催され、東京など県外を含め125名の参加をいただいたところであります。敵対的交流を進めております出水市からも副市長、とりとりガールズの参加を頂きました。

また、当日は町内事業者によるマルシェも開催いたしました。猪肉バーガーも試作品として提供しましたが、とても好評であったようです。今後、商品化に向けて取り組みも検討してまいりたいというふうに考えております。

以上、9月議会以降の主な事業等について報告とし、行政報告とさせていただきます。

[木場町長、降壇]

水口議長

これで、行政報告は終わりました。

日程第5 議案第65号

水口議長

日程第5 議案第65号「令和元年度錦江町一般会計補正予算（第4号）について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。 木場町長。

木場町長

はい。

[木場町長、登壇]

木場町長

議案第65号 令和元年度錦江町一般会計補正予算（第4号）について、説明を申し上げます。

令和元年度錦江町一般会計補正予算（第4号）については、補正総額386万円9千円の減額で、累計で72億5,715万円となりました。

今回の補正は、歳出につきましては、ふるさと納税事業に係る手数料1,290万円の増額、高速通信インターネット網整備負担金1,408万円の減額、プレミアム付き商品券発行事業費補助金463万5千円の減額、ふるさと納税基金元金積立710万円の増額、豚コレラ侵入防疫対策柵設置事業補助金779万1千円の増額、急傾斜地崩壊対策工事請負費1,500万円の減額等が主なものであり、その他事業執行に伴う過不足を行いました。

歳入につきましては、固定資産税1,000万円の増額、プレミアム付き商品券事業費補助金463万5千円、急傾斜地対策事業補助金750万円の減額、ふるさと納税2,000万円の増額等が主なものであり、不足する分を財政調整基金から繰り入れております。

議決くださいますよう、よろしくお願いたします。

[木場町長、降壇]

水口議長

これから、質疑を行います。

第1表「歳入歳出予算補正」の歳入1款「町税」から21款「町債」までと、歳出1款「議会費」から11款「災害復旧費」まで及び、第2表「地方債補正」を一括して質疑を行います。質疑ありませんか。

6番池田議員

6番。

水口議長

はい、6番池田君。

6番池田議員

総務費の企画費、ページは14ページですが、高速通信インターネット網、光ファイバーですが、1,400万円の減となっておりますが説明をお願い致します。

水口議長

はい、木場町長。

木場町長

これは事業執行残によるものと思いますが、詳細を担当課長に説明させます。

水口議長

はい、総務課長。

安田総務課長

お答えいたします。

高速インターネット事業の整備網の負担金の減額ですけれども、一応NTTさんと協定を結んでおまして、その負担金の確定額が予算額よりも減額になりましたので、執行残で落としております。

水口議長

はい、6番池田君。

6番池田議員

計画の路線の見積もりから実際したところ、これだけということかもしませんが、3か年か4か年かけて一応やってきたわけですね。

今度池田地区が最後でございます。一応これで町内一円、主要幹線道路沿いは終わったということなのですが、他に整備漏れとかそういうものはまだ聞かれませんか。

水口議長

はい、総務課長。

安田総務課長

お答えします。

一応町内全域幹線網につきましては、全部整備が終わっております。あとは本線から家までの引き込み線で所によっては出来ないところが生じているみたいでございます。

6番池田議員

6番。

水口議長

6番、池田君。

6番池田議員

一応これで整備は一旦終わるわけですが、今後住民の中には、例えば知らなかった人もいるだろうし、地域によってはちょっと人数が多くてNTTさんと交渉したら出来そうな場所とか、そういう申込みとか申し出があった場合にはどのような対応をされるでしょうか。伺います。

水口議長

はい、木場町長。

木場町長

幹線以外の所、例えば本線から何百メートルも引き込まなければいけない所とかということが想定されると思いますけれども、それにつきましては、それぞれの状況を把握した上で判断せざるを得ないのかなというふうに思います。

もちろん、戸数がまとまって、何軒以上がまとめているかどうかということの特定はできませんけれども、やはり高速通信網というのは非常に重要な通信インフラですので、なるべく整備は進めていきたいと思いますが、距離の問題であったりとか、当然本人の負担ということも多分発生してくると思いますので、そこら辺を勘案しながらケースバイケースで対応していきたいというふうに考えます。

水口議長	他に質疑ありませんか。
2番浪瀬議員	2番。
水口議長	はい。2番浪瀬君。
2番浪瀬議員	町長に伺います。 補正予算書の18ページの農地中間管理事業推進員報酬が減額をされております。今大根占で不在になっている報酬だと思うのですが、以前採用の放送もあったようですけれども、結局1年間不在だったということで。 農業の町ということで、錦江町は。農地の貸し借り、それから耕作放棄地を作らないという面で一番大切なところではないかと。だから国・県もそこに予算を出しているわけですので。どういう努力をされてきたのか、今後どのような対策を取っていかれるのか伺いたと思います。
水口議長	はい、木場町長。
木場町長	後任の職員と伺いますか、担当者を担当課を中心にいろいろ探しました。個人的にも当たったりしたこともあるのですが、なかなか見つからないというのが実状であります。そういうことから、現時点では課長を中心に担当課職員の中で業務を分配しながらどうにかまかなっているというのが実状であります。引き続き、やはりこれは必要な事業でありますので、人材を探すことに努力していきたいというふうに考えております。
2番浪瀬議員	2番。
水口議長	2番、浪瀬君。
2番浪瀬議員	努力をされて、いなかったということは十分に分かるのですが。原因として、時間給が安いのか、なかなか人間がいて貸し借りだから、なかなか難しいのか、その辺は実際的にはどうなのですか。
水口議長	はい、木場町長。
木場町長	この収入だけで生計を立てるとというのは、金額的には非常に難しいということは把握をしております。そこら辺の詳細については、担当課長に答弁させます。

水口議長 はい、産業振興課長。

今熊産業振興課長 はい。4月から数回公募をして、一件お一人お問い合わせもあつたりしたのですが、結局来ていただけなかったということです。今、賃金の関係ですが、国からの単価があるのですが、それに上乗せした形で町として支払うのは全然問題はないということなのですが、町としてもまたいろいろありますので、ご指摘のように一か月来ても10万ちょっと位しか金額がならないものですから、これで生業としてはなかなか大変だと実際思います。

業務内容もパソコンを使いますので、それなりの事務方をされた方ではないと出来ないのかなど。そうすると人材がなかなかいないということで、非常に苦労しているところでございます。おっしゃられた賃金等のところについて今いろいろ来年度に向けて考えている所ではございます。以上でございます。

水口議長 はい、2番浪瀬君。

2番浪瀬議員 努力をされているのは分かります。

なるべく、来年また4月からちゃんとした方を置いていただいて、さっき言いましたように、放棄地が出ないように努力をしていただきたいと思います。

水口議長 よろしいですか。

2番浪瀬議員 はい。

水口議長 他にありませんか。はい、笹原君。

8番笹原議員 8番。

先ほどの池田君の光通信と同じですけれども、池田校区で終わったということで林業センターで説明会があつて行きまして、「いざ契約に入ったら使えない。」という方が何件か池田校区にいらっしゃいます。そういうことで減額されているのですが。また希望をとって、若い方々のところが、「私たちの所は。」と思うところも地区外になっていたりするようでございますので、希望取ったり調査をしていただいて、もし個人で経費が必要であるならば、減額をされるので、助成を出来るものがあれば、そういうふうでやってもらえないかと思うのですが。

私も光というものは目に見えないものですから、ちょっとピンとこないもので使えないという方が出てきたものでおかしいなと思つてこうしてい

るのですが、そこら辺りはどのようにされるかお伺いします。

水口議長 はい、木場町長。

木場町長 総務課長に答弁させます。

水口議長 はい、総務課長。

安田総務課長 ただ今のご質問で本線から家に引くのに引けなかったということで宜しいでしょうか。

水口議長 はい、笹原君。

8 番笹原議員 よく分からないのですけれども、とにかく林センに説明会に行って契約するということで、帰って、いざその人たちが契約に来たら地区外だったという件です。私もよく分からないのですけれども、そういう方が6名程いたということでございますので、私は直接行っていないもので。使えないというのが笹原でも3件聞いております。池田にもあられるということで、そこ辺りの調査をしてもらえれば分かるのではないかと思うのですけれども。

安田総務課長 NTTさんの規定によりまして、適用できる範囲内というか、適用判定というものがあまして、それ以外は物理上できないということになっております。ただ、最初から出来ないということなのですけれども、申し入れをすれば適用判定をもう一回調査すると。調査して、出来るようになったところがあるということです。また利用者さんの希望があればまた役場の方に問い合わせさせていただいて、もう一回再調査してどうしても出来ないようであれば延長をするなり検討してまいりたいと考えております。

水口議長 はい、8 番笹原君。

8 番笹原議員 そういったら、町・役場から流していただいて「調査を申し込んでください」ということで流していただいて、調査をしてみてください。

私も光、NTT どうこうと言われてもちょっと分からないものですから、そこ辺りの詳しいことは役場から。使いたい人は申し込んでくると思いますので、そういう方向でもし個人に費用が発生するようでしたら、また検討していただければと考えております。宜しくお願い致します。

水口議長 よろしいですか。

8 番笹原議員

はい。

水口議長

はい、他に質疑ありませんか。はい、7 番川越議員。

7 番川越議員

予算書は14ページです。地方創生推進費の中で普通旅費が200万程減額になっておりますが、これは何か理由がありますか。それからもう一つ、負担金・補助金のところで、空き家リフォームの補助金が356,000円増加になっております。本年度現在で何件のリフォームがあり、総額いくらであったのかを示してください。

水口議長

はい、木場町長。

木場町長

それぞれ担当課長に答弁させます。

水口議長

はい、未来づくり課長。

高崎未来づくり
課長

川越議員ご質問の旅費の関係でございますが、この旅費はお試しサテライトオフィスモデル事業の利用者への旅費助成でございます。今年度ワーケーションを推進しておりますが、ワーケーションの利用者を60人、体験型コンテンツのモニター参加者を年間50人と想定して当初予算を計上しておりました。11月末時点で両方の利用者が6社、13名というような状況でありますことから残り4か月想定した利用者を見込めないと判断いたしまして、今回200万円減額したところでございます。以上です。

水口議長

はい、政策企画課長。

新田政策企画課
長

川越議員のご質問にお答えいたします。

まずは空き家リフォーム補助金、今回356,000円の増額をしておりますけれども、今年度でリフォーム分が6件、それから家財撤去が4件、現在申請を待っていらっしゃる方が1件いらっしゃいまして、その方が予算の執行残と合わせまして50万円程度最高必要ではないかということで、その不足額を356,000円入れたところでは

当初予算ベースでは、空き家リフォーム補助金を210万円入れておりますので、現段階では空き家リフォームが去年は少し低調でしたので、それを周知することによって空き家の利活用を促しているという状況ですので今回につきましては、申請があった分については補正をお願いしたところでございます。以上です。

水口議長

はい、7番川越君。

7番川越議員

説明でよく分かりました。

空き家リフォームについては非常に力を入れている部分だというふうには私に解釈をしておりますが、何か最近下火になっているようだなというのは感じておりました。いろんな事業が立て込んでおりますので、一つひとつ解決していかれるのだろうと思いますが、特に空き家については本町が持っている大きなマイナスの問題でありますので、出来る限りこういったことについては努力をしていただくように予算が増えるということはやぶさかではございませんので、どうか努力をお願いしたいと思います。以上です。

水口議長

他に質疑ありませんか。はい、9番小吉君。

9番小吉議員

はい、9番。

畜産業費の豚コレラの侵入防疫対策柵設置事業ということで780万円程度あるわけですけれども、これについて、これはどういう事業でされたのか、まずはそこから伺いたいと思います。

水口議長

はい、木場町長。

木場町長

この事業については、議員の皆さんもテレビ等の報道でご存じだと思いますけれども、基本的には国が2分の1、それと県、自治体が助成をしながら豚コレラに対する防疫のための柵を設置するための補助でございます。詳細については産業振興課長に説明させます。

水口議長

はい、産業振興課長。

今熊産業振興課長

お答えいたします。錦江町の養豚の経営体が16経営体ございます。農場は19農場ございます。これらの経営体に対して各養豚場を囲う柵と門扉、それらについての補助でございます。町長が言われたように国が半分、県が180万上限の40%、町は5%、総事業費の。国・県は上限を設けていますけれども、町としては5%の上限なしということで計算をしたところ、780万程度になっておるところです。ただ、これは養豚業の方が一応積み上げた、国に対して申請した金額に対して町が荒計算をした金額ですので、実績が出て若干変更は出てくると思います。

併せて錦江町と南大隅町が5%の上限なしという支出をしております。

他の地区は10%の75万ということで、地区で一緒に、ということだったのですけれどもいろいろ変遷しておりまして、最終的にこういうふうにならざるや形態になっておりますが、そのようなこととごぞいます。以上とす。

水口議長

はい、9番小吉君。

9番小吉議員

私は、町長も答弁がごぞいましたけれども、柵とすね。柵というものに引かかたたものとすから。私は猪の対策を講じるのであれば、電気柵のようなものではだめなのだらうかと一瞬思ったりもしたものとすから。柵でないと、この豚コレラというものは国の方針としては防げないのだよというやな考え方でいいわけとすか。

水口議長

はい、産業振興課長。

今熊産業振興課長

電気柵でも対象になるのとすけれども、電気柵は管理が実際広い所で錦江町で1.5km位囲いますので、電気柵だと草の管理が大変だということと、確実なのはこのメッシュのいわゆる金属の柵ということと大体1m～1m20cm位の柵とすね。そういう鉄柵を、その方が完全ということと電気柵の方はほぼいないと思とす。以上とす。

水口議長

はい、9番小吉君。

9番小吉議員

ちなみに今先ほどの説明にあつた16経営体、19の農場で本町はあるということとごぞいましたけれども、ちなみにどのぐらゐの経営体、農場がこれに参加されたのとすか。

水口議長

はい、産業振興課長。

今熊産業振興課長

錦江町は全部とす。錦江町内の養豚業の方は全員参加されております。1件の農場さんはこの国の補助事業が対象になる前に独自でされたので、少しでも早くということと、そこをあるいは自分の自己資金でされております。結果として全経営体柵を、今からとすけれども設置をす。全員参加ということになっております。

9番小吉議員

はい、了解とす。

水口議長

他に質疑ありませんか。

9 番小吉議員

議長別口ではいけませんか。

水口議長

はい、もう 3 回になっております。
他にありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

水口議長

これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

水口議長

討論なしと認めます。
これから、議案第 6 5 号「令和元年度錦江町一般会計補正予算（第 4 号）
について」を採決します。お諮りします。議案第 6 5 号は、原案のとおり
決定することに、ご異議ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

水口議長

異議なしと認めます。
したがって、議案第 6 5 号「令和元年度錦江町一般会計補正予算（第 4 号）
について」は、原案のとおり可決されました。

日程第 6 議案第 6 6 号

水口議長

日程第 6 議案第 6 6 号「令和元年度錦江町国民健康保険事業特別会計
補正予算（第 2 号）について」を議題とします。
本案について、提案理由の説明を求めます。木場町長。

[木場町長、登壇]

木場町長

議案第 6 6 号 令和元年度錦江町国民健康保険事業特別会計補正予算
(第 2 号) について、説明を申し上げます。
令和元年度錦江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）について
は、補正額は、歳入歳出それぞれ 6, 5 3 4 万 3 千円を増額し、累計は、1
3 億 2, 5 1 5 万 1 千円となりました。
今回の補正は、歳出につきましては、保険給付費の一般被保険者療養給付
費を 6, 0 9 2 万 8 千円、一般被保険者高額療養費を 1, 1 6 8 万 8 千円そ

れぞれ増額し、退職被保険者等療養給付費を602万1千円、退職被保険者等療養費を7万1千円、退職被保険者等高額療養費118万1千円をそれぞれ減額いたしました。

歳入につきましては、県支出金の県補助金、保険給付等交付金を6,534万3千増額いたしました。

議決くださいますよう、よろしく願いいたします。

[木場町長、降壇]

水口議長

これから、質疑を行います。

第1表「歳入歳出予算補正」の歳入3款「県支出金」及び歳出2款「保険給付費」を一括して質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

水口議長

質疑なしと認めます。これから討論を行いません。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

水口議長

討論なしと認めます。

これから、議案第66号「令和元年度錦江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について」を採決します。

お諮りします。議案第66号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

水口議長

異議なしと認めます。

したがって、議案第66号「令和元年度錦江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について」は、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第67号

水口議長

日程第7 議案第67号「令和元年度錦江町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第2号）について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。 木場町長。

[木場町長、登壇]

木場町長

議案第67号 令和元年度錦江町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第2号）について、説明を申し上げます。

令和元年度錦江町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第2号）については、補正額は、歳入歳出それぞれ3,921万円を増額し、累計は、12億7,394万5千円となりました。

今回の補正は、歳出については、保険給付費の事業執行に伴う介護サービス毎の過不足の調整を行うもので、歳入については、国庫支出金、繰越金の増額が主なものです。

議決くださいますよう、よろしくお願いいたします。

[木場町長、降壇]

水口議長

これから、質疑を行います。

第1表「歳入歳出予算補正」の歳入3款「国庫支出金」及び8款「繰越金」と、歳出1款「総務費」から4款「地域支援事業費」までを一括して質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

水口議長

質疑なしと認めます。これから討論を行いません。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

水口議長

討論なしと認めます。

これから、議案第67号「令和元年度錦江町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第2号）について」を採決します。

お諮りします。議案第67号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

水口議長

異議なしと認めます。

したがって、議案第67号「令和元年度錦江町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第2号）について」は、原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第68号

水口議長

日程第8 議案第68号「錦江町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の一部を改正する条例について」を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。 木場町長。

[木場町長、登壇]

木場町長

議案第68号 錦江町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

農業委員会等に関する法律施行令第5条に規定された農業委員会の委員の定数基準に基づき、委員の定数を改めたいため、本条例案を提案するものであります。議決くださるよう、よろしくお願いいたします。

[木場町長、降壇]

水口議長

これから、質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

水口議長

質疑なしと認めます。これから討論を行いません。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

水口議長

異議なしと認めます。したがって、議案第68号「錦江町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第69号

水口議長

日程第9 議案第69号「錦江町子ども医療費助成条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。 木場町長。

[木場町長、登壇]

木場町長

議案第69号 錦江町子ども医療費助成条例の一部を改正する条例につ

いて、提案理由の説明を申し上げます。

鹿児島県乳幼児医療助成事業費補助金交付要綱の一部改正に伴い、住民税非課税世帯の未就学児を対象に、医療機関等で窓口負担をなくす制度を導入しましたが、療養機関に対する助成金の支給方法に関する規定が遺漏していたため、本条例案を提案するものであります。

議決くださるよう、よろしくお願いいたします。

[木場町長、降壇]

水口議長

これから、質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

水口議長

質疑なしと認めます。これから討論を行いません。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

水口議長

討論なしと認めます。これから、議案第69号「錦江町子ども医療費助成条例の一部を改正する条例について」を採決します。

お諮りします。議案第69号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

水口議長

異議なしと認めます。

したがって、議案第69号「錦江町子ども医療費助成条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第70号

水口議長

日程第10 議案第70号「錦江町ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。 木場町長。

[木場町長、登壇]

木場町長

議案第70号 錦江町ひとり親家庭医療費に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

所得税法等の一部を改正する等の法律の施行により、本条例で引用している控除対象配偶者の定義が改められたため、本条例案を提案するものがあります。

議決くださるよう、よろしくお願いいたします。

[木場町長、降壇]

水口議長

これから、質疑を行います。質疑ありませんか。

はい、7番川越君。

7番川越議員

この「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」と改めた場合に、本町の対象者の増減というのはどういうふうになるのでしょうか。

水口議長

はい、木場町長。

木場町長

保健福祉課長に答弁させます。

水口議長

保健福祉課長。

池之上保健福祉課長

提案しております条例の改正につきましては、所得税法で文言が変わっただけございまして、対象者の増減はないというふうに考えております。

水口議長

はい、7番川越君。

7番川越議員

例えば「控除対象配偶者」といった場合には税法がすごく絡むような感じがしますが、「同一生計配偶者」と言ったときには「一緒に住んでいる人」というような形で、一つのファミリーみたいな感じがするのですけれども。これは読み替えるということですが、「控除対象配偶者」の場合の本当の対象者というのはあったのですか。もしあって、「同一生計」にこれは読み替えるとしたら、その定義が広がるのではないかなというふうに考えるのですが、その辺は。私も理解しかねるので、説明をお願いします。

水口議長

はい、保健福祉課長。

池之上保健福祉課長

税法の定義については私も詳しいわけではございませんが、本条例につきましてはひとり親の部分についての所得税法を引用しているところの文言の読み替えでございまして、所得税法上の控除対象配偶者、これは一般的に言いますと。申し訳ございません、私の方の理解では「控除対象配偶者」

と「同一生計配偶者」というのは全く同じであるというふうに考えております。

水口議長

よろしいですか。また、詳しく聞きに行ってください。
他に質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

水口議長

質疑なしと認めます。これから討論を行ないます。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

水口議長

討論なしと認めます。これから、議案第70号「錦江町ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について」を採決します。

お諮りします。議案第70号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

水口議長

異議なしと認めます。

したがって、議案第70号「錦江町ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第71号

水口議長

日程第11 議案第71号「錦江町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。 木場町長。

[木場町長、登壇]

木場町長

議案第71号 錦江町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

高齢者の医療の確保に関する法律に定める応能減免に関する規定が改正されたことに伴い、後期高齢者医療制度において、資格取得後2年を経過する月までに限り、5割減免を行うこととなり、国民健康保険についても同様の措置をとるよう見直されたことから、本条例案を提案するものであります。議決くださるよう、よろしく願いいたします。

[木場町長、降壇]

水口議長

これから、質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

水口議長

質疑なしと認めます。これから討論を行いません。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

水口議長

討論なしと認めます。これから、議案第71号「錦江町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」を採決します。

お諮りします。議案第71号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

水口議長

異議なしと認めます。

したがって、議案第71号「錦江町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は、全部終了しました。本日は、これで散会します。

次の本会議は、明日6日の予定でありますので、申し添えておきます。

散 会 10:49